

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
32	2 一般会計負担 (4) 合理的理由を欠いた貸付条件 【現状の問題点】 一般会計から病院事業会計に対する貸付けが平成 8 年度以降、20 年間にもわたり無利息かつ返済期日未設定の貸付け条件となっている。無利子貸付は、適正な利息を支払うことを定めた地方公営企業法第18条の 2 第 2 項の規定に反している。 【解決の方向性】 地方公営企業法第18条の 2 第 2 項に基づき、適正な貸付利率を設定するとともに、病院事業の収支計画を踏まえた返済スケジュールに基づく返済期日を設定する。 現行の貸付条件の見直しが困難な場合、財政支援の経済的実態と整合する補助（地方公営企業法第17条の 3）または出資（地方公営企業法第18条）への見直しを検討する。	適切な一般会計負担とするため、貸付条件の見直し等について、病院事業会計の収支状況を踏まえて、平成30年度中に是正してまいります。 (財政課)	○措置済 貸付条件の見直しとして、貸付利率を設定するとともに、平成31（令和元）年度からは、貸付金による支援ではなく、財政支援の経済的実態と整合する出資への見直しを行いました。 (財政課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
28	2 一般会計負担 (1) 基準内繰入の過大積算 【現状の問題点】 病院の建設改良に要する費用に係る基準内繰入を病院全体で積算している以上、リハビリテーション医療や精神病棟の運営に係る資本費を再度、基準内繰入の積算対象に含めるのは不合理であり、基準内繰入の過大積算が生じていると認められる。 【解決の方向性】 減価償却費や支払利息（及びこれに見合う収益項目）を除いて、リハビリテーション医療や精神病棟の運営に係る基準内繰入を積算する。	繰入金の積算については、平成16年度の包括外部監査の結果に基づき基準を見直したところではありますが、繰入基準の趣旨を考慮しながら、検証してまいります。 （総務課）	○措置済 リハビリテーション医療、精神医療の資本費に係る繰入金について、平成30年度3月補正予算において減額補正を行い、重複計上を解消しました。 （総務課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	5 会計 (1) 長期前受金の会計処理誤り 【現状の問題点】 平成28年度末において、資本剰余金残高が226,788千円過小計上されている。 また、以下の問題により、経常損益の過大計上が生じていると考えられる。 ・長期前受金の過大計上に伴い、これまで収益計上していた長期前受金戻入の過大計上が生じること ・特別利益に計上することが適当な長期前受金戻入の過年度分まで医業外収益に計上していること 【解決の方向性】 資本剰余金及び長期前受金の残高を精査し、適時に過年度修正処理を行う。	長期前受金の会計処理については、再度精査し、処理してまいります。 (総務課)	○措置済 長期前受金の過大計上については、改めて精査したところ、従来行ってきた会計処理に誤差はなく、精査により判明した指摘項目以外の金額と併せて平成30年度3月補正予算において、修正処理を行いました。 また、特別利益に計上することが適当な長期前受金戻入の過年度分についても、平成30年度3月補正予算において、修正処理を行いました。 (総務課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
59	5 会計 (3) 貸倒引当金の計上不足 【現状の問題点】 患者未収金に1年を超えて延滞している債権が多く含まれているため、1年分の不納欠損額（実績）を基礎とした不納欠損率では回収不能見込額の見積りとして妥当性を欠いており、貸倒引当金の計上不足が懸念される。 【解決の方向性】 債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等により、貸倒引当金を見積計算する。	貸倒引当金の計上額については、今後とも当該引当金の趣旨を踏まえながら適切な額となるよう計上してまいります。 （総務課）	○措置済 未納状況、催告経過等により全ての債権を区分設定した上で、請求から3年を経過した債権残高と同額の引当金を計上することとし、平成30年度3月補正予算において、適切に処理しました。 （総務課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
19	1 新改革プラン (2) 期待役割と計画目標水準の不整合 【現状の問題点】 盛岡市における救急医療全体に占める市立病院の割合は決して高くない状況にあるため、現在の救急患者の受入状況をベースとした数値目標の設定では、期待役割に相応しい目標水準と乖離が生じないか懸念される。急性期病床を有し、救急指定病院の認定を受けている病院として、救急患者数の数値目標（1,400人）が二次救急体制への貢献という市立病院が担うべき役割に相応しい目標水準といえるか疑問である。 【解決の方向性】 「二次救急体制への貢献」を市立病院が担うべき役割として掲げるなら、盛岡市全体の救急患者数に対する割合（シェア）や岩手医科大学附属病院の矢巾町移転に伴う市立病院の救急体制のあり方も考慮に入れながら、救急患者数の数値目標を検討するとともに、現在の市立病院において当該期待役割を発揮可能か検証し、次期計画に反映させる。	二次救急体制への対応については、岩手医科大学附属病院の矢巾町移転を踏まえ、今後の市立病院の救急体制のあり方や役割を十分に検証し、平成30年度に策定する予定の次期経営改善計画へ反映させてまいります。 （医事課）	○措置済 平成31年 3 月に策定した第 4 次経営改善計画において、二次救急体制における救急患者の受入目標数値を、岩手医科大学附属病院の矢巾町移転や盛岡市全体の救急患者数に対する割合を考慮し、設定しました。 具体的には、平成29年の実績を基に毎年度の受入数を増とし、計画の最終年度には2,993人となりました。 （医事課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
21	1 新改革プラン (3) 実現可能性に乏しい損益改善計画 【現状の問題点】 第3次経営改善計画には新入院患者数に係る数値目標が掲げられておらず、新入院患者増加に向けた具体策も不明確であることから、入院収益に係る数値計画が達成可能といえるか疑問である。 もとより、平成29年度の損益計画と予算に乖離が認められる点も考慮すると、第3次経営改善計画上の損益計画は実現可能性に乏しいものと認められる。 【解決の方向性】 損益計画と実績に大きな乖離が生じている点を踏まえ、現行の損益計画を見直し、新ガイドラインが要請している「平成32年度までの経常黒字化」の実現可能性を検証する。	監査結果の趣旨を踏まえながら、平成31年度からの計画期間となる次期計画の中でより具体性、実現可能性のある損益計画への見直しを行います。 (総務課)	○措置済 平成31年3月に策定した第4次経営改善計画において、数値目標に新入院患者数を加え、増加に向けた具体策を盛り込みつつ、計画の中間年に見直すことなど、実現可能性のある損益計画としました。 (総務課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
23	1 新改革プラン (4) 妥当性を欠いた計画目標水準 【現状の問題点】 公立病院の平均値と比較し高い水準にある医業収益対職員給与費比率の数値目標が、新ガイドラインが要請している「自らの経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標」といえるか疑問である。 【解決の方向性】 医業収益対職員給与費比率の目標設定（平成30年度 57.4%）の妥当性を再検証のうえ、人件費比率の高い要因分析と具体的改善策を経営改善計画に反映させる。	次期経営改善計画において、適切な数値目標を設定するとともに、具体的な改善策を定めます。 (総務課)	○措置済 当院においては、精神病床を抱えているという要素があるため構造的に医業収益対職員給与費比率が高くなるものの、類似病院と比較の上、平成31年3月に策定した第4次経営改善計画において、適切な数値目標を定めました。 具体的には、精神医療に係る収益と費用を除外し、類似病院並みとなる目標としました。 (総務課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
24	1 新改革プラン (5) 具体策を欠いた目標設定 【現状の問題点】 第3次経営改善計画に掲げられている事務職員の能力向上の取組み策「病院での在職年数を長期にする」について、具体的な取組状況が明らかではない。 【解決の方向性】 医療経営の専門性に対応した事務職員の充実化を図る観点から、第3次経営改善計画に掲げている「病院での在職年数を長期にする」に係る具体策を検討する。	事務職員の能力向上については、次期経営改善計画の中で、新ガイドラインに掲げられた外部人材の活用やプロパー専門職員採用などの事例や他病院の取組も参考にしながら、具体策を検討してまいります。 (総務課)	○措置済 事務職員の能力向上について、在職年数の長期化のほか、外部人材の活用やプロパー職員の採用など具体的な取組を、平成31年3月に策定した第4次経営改善計画に盛り込んだところです。 なお、在職年数の長期化については、市長部局との定期的な人事異動の中で、専門性の確保に向け、人事担当部局と協議してまいります。 (総務課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
25	1 新改革プラン (6) 経営形態のあり方の検討不足 【現状の問題点】 地方公営企業法の全部適用により一定の効果はあったものの、所期の効果が十分達成できているとは認められず、現行の経営形態の見直しの検討を先送りする合理的理由は見当たらない。 【解決の方向性】 地方公営企業法の全部適用から10年経過しながら、所期の効果の達成が不十分である、という問題認識を踏まえ、新ガイドラインで示された経営形態の見直しを検討する。	次期経営改善計画策定と併せて、現行の経営形態の見直しについても検討します。 (総務課)	○措置済 平成31年 3 月に策定した第 4 次経営改善計画において、これまでの取組の成果として、平成29年度決算では経常利益を計上したこと、30年度決算では純利益を計上する見込となったことから、当面は現状の経営形態を維持しながら、健全経営に努めていくこととしたところで (総務課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
30	2 一般会計負担 (2) 経営改善インセンティブに乏しい積算方法 【現状の問題点】 現行の積算方法（収支差の実績値）は経営努力による収支改善インセンティブが働きにくいものであり、「能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」といえるか疑問である。 【解決の方向性】 能率的な経営を前提としたモデル的な収支差の積算等、市立病院の経営改善インセンティブを阻害しない積算方法への見直しを検討する。	現行の積算方法に代えて、能率的な経営を前提としたモデル的な収支差の積算等の合理性、導入可能性について検討してまいります。 (総務課)	○措置済 1床当たりの繰入額で比較した場合、当院の繰入額は他の類似病院の平均値よりも低い現状であること、総務省が示す特別交付税算定に係る基準額を引用した場合でも、当院の繰入額は基準より大幅に低い現状であることから、現行の積算方法が経営改善インセンティブを阻害しているとは言えず、当面は現行の積算方法を継続していくことが妥当と認識しております。 (総務課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 財政部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
34	2 一般会計負担 (5) 不十分な有効性評価 【現状の問題点】 市立病院には多額の一般会計負担が行われているが、当該一般会計負担の有効性評価の検討状況が不明確である。例えば、以下の一般会計負担に対する有効性評価が十分に行われているといえるか疑問である。 ・救急医療の確保に係る事業成果 ・病床利用率の低い精神病棟の運営 【解決の方向性】 予算編成に際して、市立病院が担う政策的医療に伴う一般会計負担の有効性を十分に検証する。	平成31年度予算編成時から一般会計負担金に関連している事業について、具体的な事業効果及び将来負担等を検証する手法を取り入れて予算調整を行ってまいります。 (財政課)	○措置済 病院事業会計への負担金支出について、平成31（令和元）年度予算編成から負担金の積算根拠（一般会計繰出基準の精査等）及び病院事業会計として平成31（令和元）年度に実施予定としている事業等について、有効性を十分に検証し予算調整を行いました。 今後とも、継続して検証してまいります。 (財政課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
44	4 契約 (1) 製品指定による性能仕様 【現状の問題点】 医療機器購入契約のうち、製品指定した具体的根拠に乏しい事案が検出された。性能仕様が必要以上のものとなり、実質的な競争性を確保されていない可能性が懸念される。 【解決の方向性】 実質的な競争性確保の観点から、性能仕様を製品指定による場合の合理的説明付け（例えば、代替品の場合に生じ得る具体的な不利益）を明確にする。 合理的説明付けが難しい場合、特定の製品に限定せず、同等品を認める等、性能仕様の見直しを検討する。	医療機器を製品指定する場合の要件・基準を明確にし、実質的な競争性の確保に努めてまいります。 （総務課）	○措置済 やむを得ず医療機器の製品指定をする場合には、合理的説明付け（医療安全面、既存機器との連動性等）を明記するような予算要求の様式に修正し、製品指定する場合の要件・基準を明確にしました。 （総務課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
49	4 契約 (4) 準備期間の短い入札スケジュール 【現状の問題点】 入札，落札業者決定（3月16日）から契約開始（4月1日）までの準備期間が15日しかなく，新規参入業者が警備業務や建物清掃業務の履行開始準備に十分な期間といえるか疑問である。準備期間の短い入札スケジュールにより，現契約業者が不当に有利となり，実質的な競争性が確保されていない可能性が懸念される。 【解決の方向性】 競争入札の実効性を確保するため，新規参入業者が不利にならないよう，入札日から契約開始日まで十分な準備期間の設定を検討する。	意見を参考に新規参入業者が入札に参加するための適正な期間が確保されるよう配慮してまいります。 （総務課）	○措置済 平成31年度契約分については，入札スケジュールの見直しを行い，入札日を前年度より3日早め準備期間を18日間確保することにより実質的な競争性を確保したものと考えております。 （総務課）

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成29年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 市立病院

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
53	4 契約 (7) 委託業務評価の未実施 【現状の問題点】 市立病院では医療事務業務委託について、委託業務の完了確認は実施しているものの、委託業務評価は実施していない。市立病院が本業務委託契約について、契約の適正な履行を確保するための必要な監督または検査を実施しているといえるか疑問である 【解決の方向性】 医療事務業務委託の重要性を考慮し、業務委託仕様書にサービス水準に係る評価指標を定めるとともに、定期的な委託業務評価の実施を検討する。	「契約の適正な履行を確保（地方自治法第234条の2第1項）」するために、契約上求められる仕様書に基づく業務の履行の確認は実施していますが、適切なサービス水準に対する委託業務評価については、他の病院の実施状況を参考にしながら、実施の有無、実施する場合はその手法について検討してまいります。 (医事課)	○措置済 業務委託仕様書にサービス水準に係る評価指標を定め、平成30年度末に委託業務評価を実施しました。今後も契約の適正な履行を確保するため、各年度末に実施してまいります。 (医事課)

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。